

侮辱による慰謝料請求事件

原告

■■■■■■■■■■

被告 川合善明

(別紙当事者目録記載のとおり)

訴 状

2022年7月25日

さいたま地方裁判所川越支部民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 清井礼司

同 同 内藤隆

訴訟物の価額 金100万円

貼用印紙額 金10,000円

予納郵便 金6,000円

附属書類 委任状 1通

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金100万円及びこれに対する2019年5月24日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決、並びに、第1項につき、仮執行宣言を求めらる。

請求の原因

第1 当事者

(1) 原告

原告は、川越市民であり、2015年2月頃、川越市長である被告からセクハラ・わいせつ行為を受けた被害者であり、かつ、被告からは、これまでに、次のとおり、いくつもの訴訟を提起されている。これらの訴訟は、いずれも、現在係争中である。

- ① 2019.12.24 提訴の御庁令和元年(ワ)第965号 損害賠償請求事件。2019.12.24、被告は、原告が「行政調査新聞社」社主の松本州弘に懲戒請求を依頼したことが不法行為にあたるとして提訴。松本州弘の懲戒請求は2019.4.10。原告は、上記松本に対してこのような依頼はしていない。
- ② 2020.1.14 提訴の御庁令和2年(ワ)第25号損害賠償請求事件。相被告は3名。以上計4名は、さいたま地裁平成30年(行ウ)第10号損害賠償住民訴訟事件の原告となった者。この件については、2021.12.23、「本件市道認定などが違法でないことが明らかであるとはいえない」として、請求棄却となり、第一審被告敗訴で確定。
- ③ 2021.4.20 提訴の御庁令和3年(ワ)第293号損害賠償請求事件。相被告は、「行政調査新聞社」社主・松本州弘の懲戒請求手続の代理人となった清水、出口の両弁護士。
- ④ 2022.2.26 提訴の御庁令和4年(ワ)第126号損害賠償請求事件。相被告は、仙波敏郎。

(2) 被告

被告は、弁護士であると共に、2009年2月から、川越市長の地位にある者である。被告は、上記(1)①～④の訴訟の外に、川越市議会議員の小林薫に対して、

- ① 2020.2.3 提訴の御庁令和2年(ワ)第100号損害賠償請求事件

② 2022. 6. 9 提訴の御庁令和4年（ワ）第405号損害賠償請求を起こしている。①については、市議会における市会議員の発言については、発言内容のいかんに関わらず名誉棄損による不法行為責任はない、とする判決が出されている。

第2 被告の不法行為

(1) 被告に対する松本州弘による懲戒請求申立て

「行政調査新聞社」社主の松本州弘は、2019. 4. 10 弁護士たる被告について、訴訟の相手方当事者に対して、訴訟代理人を通すことなく、いきなり直接に、何故原告になったのか、との手紙を出す、という弁護士にあるまじき非行があったとして、埼玉弁護士会に対して懲戒請求を申し立て、現在、同弁護士会2019年（綱）第7号として係属している。

(2) 上記(1)の懲戒請求に至る経緯は、概略、次のとおりであり、原告は、懲戒請求を依頼したこともなく、この懲戒手続においては、全くの部外者である。

- ① 2017. 12. 21 原告を含む川越市民23名が、不正市道認定問題につき、住民監査請求（川査委収第233号）。
- ② 2018. 2. 13 住民監査請求棄却。
- ③ 2018. 3. 12 原告を含む川越市民23名が原告となって、住民訴訟を提訴。さいたま地裁平成30年（行ウ）第10号 損害賠償住民訴訟。原告らの訴訟代理人は、清水、出口両弁護士。
- ④ 2019. 2. 15 被告が、上記住民訴訟の原告ら23名のうち、22名に対し、直接、なぜ原告になったか、の回答書付きの手紙を出す。
- ⑤ 住民訴訟の原告らには、上記③のとおり、弁護士の訴訟代理人が付いているのに、それを無視して、いきなり訴訟当事者らに直接接触をはかること自体、弁護士としてやるべきことではない等として、「行政調査新聞社」社主の松本州弘が懲戒請求の申立て。

(3) 被告の「弁明書」提出

被告は、上記懲戒請求事件を調査担当する綱紀委員会に対し、2019年5月24日付で、「弁明書」と題する書面を提出した。

(4) 「弁明書」の内容

1) 被告作成の上記「弁明書」には、原告は、「**■**前県議の経済的援助により地元において飲食店を経営していた人物」、と記載されていた。原告は、飲食店を経営していた事実も、又、**■**前県議から援助を受けた事実も一切ない。

2) **■**前県議について

1944年生れ/**■**/**■** 経営

川越市議会議員 選挙地盤は古谷地区。

1987年(昭和62年)市議初当選、1991年(平成3年)、1995年(平成7年)、1999年(平成11年)で市議4期。市議在任中の2001年(平成13年)に埼玉県議会議員の補欠選挙に出馬し当選。2003年(平成15年)、2007年(平成19年)、2011年(平成23年)、2015年(平成27年)に、各々再選されたが、2017年(平成29年)の川越市長選に被告に対抗して出馬した。これにより県議は失職。以上、県議を5期勤めた。

原告の居住地を含む古谷地区の自治会長が支援に動いたことから原告はずうっと**■**前市議・前県議の選挙応援をしてきた。

原告は、後援会活動として、**■**県議が入間、横須賀、栃木の自衛隊基地に赴く際には、何人かと共に同行したことはある。

3) 原告は、居酒屋「さんかく」という店の手伝いをしたことはある。居酒屋「さんかく」の店舗建物の所有者は、**■**元県議であり、同人からこの店舗を借り受けて居酒屋「さんかく」を経営していたのは、**■****■**である。同女も、**■**元県議とは、建物(店舗)賃貸借関係以外の特別の関係は全くない。

(5) 被告の提訴

被告は、前述のとおり、原告が、「行政調査新聞社」の社主松本州弘に対

して懲戒請求を依頼したことが不法行為に該るとして、御庁令和元年（ワ）第965号損害賠償請求事件を提訴。しかし、原告においては、そのような事実は全くない。原告は懲戒請求事件については全くの部外者である。

（6）原告の被告提出の「弁明書」の確知時期

原告が、被告が弁護士会に提出した「弁明書」の存在を知ったのは、2019年8月7日に、「行政調査新聞社」社主の松本州弘から前出の■■■■前県議が来ているから、と言って呼び出され、同人宅に立ち寄った際に、同人から、「弁明書」（の上記該当箇所）を示された時である。

（7）原告の受けた損害

被告が作成し提出した「弁明書」の上記内容は、原告をひどく侮辱するばかりでなく、全くのデタラメな侮辱であるところ、原告は、夫や家庭を持つ身として、このようなデタラメが、世間に流布したりして、夫や家族の耳に入ったりしたら、家庭が崩壊の危機に瀕することになる。このことによって原告が受けた精神的苦痛は、相当程度に甚大なものであり、それを慰謝するためには、少なくとも金100万円の慰謝料が必要である。

（8）まとめ

よって、請求の趣旨第1項記載のとおり、侮辱による不法行為による損害賠償請求として、慰謝料金100万円と、これに対する不法行為日である「弁明書」提出の2019年5月24日から支払済みに至るまで民事法定利率年5分（当時）の割合による遅延損害金の支払いを求める。

第3 立証方法 追って提出する。

第4 添付書類

1 委任状 1通

当事者目録

〒350- [redacted] 埼玉県川越市 [redacted]

原 告 [redacted]

上記訴訟代理人弁護士

清 井 礼 司

同 弁護士

内 藤 隆

[送達場所]

〒162-0845 東京都新宿区市ヶ谷本村町3-26

ホワイトレジデンス2階 清井法律事務所

(TEL) 03-5261-2251

(FAX) 03-5261-2253

〒350- [redacted] 埼玉県川越市 [redacted]

被 告 川 合 善 明